

山形県パートナーシップ宣誓制度で利用できるサービス一覧

(令和7年4月1日現在)

各種サービスを受ける際に、「山形県パートナーシップ宣誓書受領証」(以下、「宣誓書受領証」という。)を提示することで、お二人がパートナーシップ宣誓をされたことを証明することができます。

パートナーシップ宣誓をしなくても利用できるサービスもありますが、宣誓書受領証を提示することにより二人の関係性の説明が円滑に行える場合があります。

1 公営住宅

以下の公営住宅の入居申込において利用できます。

山形県、山形市、米沢市、鶴岡市、新庄市、長井市、天童市、東根市、河北町

2 公立病院

以下の医療機関における面会等の手続きにおいて利用できます。

※これまでも柔軟に対応してきたところもありますが、宣誓書受領証の提示により関係性の確認がスムーズになります。利用できる内容等詳しくはそれぞれの医療機関にご確認ください。

山形県立中央病院、山形県立河北病院、山形県立新庄病院、山形県立こころの医療センター、鶴岡市立荘内病院

3 行政サービス(公営住宅、公立病院以外)

山形市(同居の場合の住民基本台帳の続柄記載変更)

米沢市(同居の場合の住民基本台帳の続柄記載変更、犯罪被害者等見舞金の受給)

新庄市(三世同居等住宅取得助成事業、移住世帯住宅取得助成事業)

長井市(同居の場合の住民基本台帳の続柄記載変更)

東根市(同居の場合の住民基本台帳の続柄記載変更、犯罪被害者等見舞金の受給)

4 民間サービス

○生命保険

生命保険の受取人にパートナーを指定すること

○自動車保険

自動車保険等において配偶者の定義にパートナーを含めること
(配偶者運転特約等)

○携帯電話

携帯料金の家族割引の適用

等

◆サービスの詳細については、各サービス提供事業者へお問い合わせください。

◆サービスの拡充に向けて制度の普及啓発を進めます。

◆利用可能なサービスの情報については、随時更新して参ります。